

第9回 調布市障害者総合計画策定委員会 議事録

開催日：令和5年9月28日（木）19時00分～21時00分

場所：調布市民プラザあくろす3階 あくろすホール

出席委員：木下委員，西田委員，新津委員，大澤委員，福田委員，栗城委員，茅野委員，二宮委員，秋吉委員，
愛沢委員，江頭委員，進藤委員，伊地山委員，近藤委員，石島委員，秋元委員，雨下委員

（オンライン：秋吉委員，愛沢委員，江頭委員，雨下委員）

欠席委員：青木委員，村田委員，朝香委員，前田委員，大光委員，江口委員

1. 開 会

■事務局

それでは、これにて令和5年度第9回調布市障害者総合計画策定委員会を開催させていただきます。よろしくお願いたします。それではまず初めにお手元の資料を確認させていただければと思います。事前に委員の皆様へ送付いたしました資料が本日の次第と資料2～7そして参考資料1～3となっております。また、当日配布資料として、机の上に配付させていただいたものが資料1，あと冊子なのですが、「パラハートちょうふ」の冊子となっております。本日ご持参でない方には、事務局の方で用意をしていますので、お近くの事務所スタッフにお申し付けください。また、本日は青木副委員長，朝香委員，江口委員，村田委員，前田委員からご欠席の連絡を頂いております。また他にもまだお見えでない委員の方がいらっしゃいます。ご報告をさせていただきます。また、木下委員長も30分ほど遅れて参加をさせていただく見込みとなっておりますので、よろしくお願いたします。それでは、これより議事に入らせていただきますが、先ほどお伝えいたしました通り、本日本木下委員長が30分ほど遅れて到着される見込みということで、委員長が来られるまでは、僭越ながら事務局にて進行させていただければと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（委員一同「異議なし」）

■事務局

ありがとうございます。それでは木下委員長が来るまでの間、事務局が進行させていただきます。

■事務局

今から進行させていただきます。よろしくお願いたします。皆さん、季節外れの猛暑の中というところで、いつもお集まりいただきありがとうございます。本日、議事3点ございます。「(1) ライフステージを置いた支援の取組」の方向です。ここは前回のご意見を受けての報告で意見についてはすみませんが、後日にいただければと思います。主に(2)(3)、本日は「地域の環境づくりのところで地域に働きかけて環境を住みやすいまちづくりをしていく」というようなところの内容がメインとなっております。できれば今回も多くの方にご発言いただきたいと思っておりますので、発言については簡潔にさせていただければと思います。ただ一方で、簡潔にと早口になりすぎてしまうと、今度は手話通訳さんの方でタイムラグが生じ、難しくなってしまうので、意見を簡潔にでも急がずにというところで難しい注文をさせていただきます。一ご協力いただければと思います。それでは議事(1)について、まず事務局からご報告，説明をさせていただければと思います。

2. 議 事

【(1) ライフステージに応じた支援 (B 1～B 6) の取組の方向性】

■事務局

はい。事務局です。それでは「ライフステージに応じた支援 (B 1～B 6) の取組の方向性」についてご説明させていただきます。資料1となりますが、その前に参考資料1をご覧くださいませるか。こちらは前回第8回委員会のご時点についての報告となります。当日時間の関係でご発言いただけなかった内容があれば、後日事務局にお寄せくださいとお願いさせていただき、その結果、後日ご提出いただいたものについて、内容をまとめたものが、この参考資料1となります。また、前回委員会当日にいただいた質問で、後日回答することになっていた回答についても記載をしております。お時間の都合で改めて全てこの場でご紹介はできませんが、ご覧いただき、その上で追加のご意見等ありましたら、この場でご発言いただければと思います。

前回委員会、当日質問の後日回答としては、資料3 (2) 医療的ケア児への対応のための組織的な体制整備は、どのような体制整備を行うのか。また、資料4 (1) 学童クラブにおける受入れ実績で、障害児入会承認人数が増えているが、配慮児の入会承認人数が減っているのはなぜかという質問について、関係部署に確認の上、記載の通り回答しておりますので後ほどご覧ください。

続きまして、資料1をご覧ください。当日配布物のものです。資料1は、前回第8回委員会の意見を踏まえて作成した事務局案となります。資料のたてつけとしては、一番左側の列が施策体系における分野の名称を記載しております。2列目に中間報告書でまとめた今後の課題の記載をしております。その右側の3列目が、前回委員会で挙げた意見と、後日上がった意見をまとめたものになります。そして一番右側の4列目が、それらの拠点の方向性の案を示しています。お時間の都合で全て紹介はできませんが、一部ご紹介させていただきます。1行目の1列目、今後の課題、「発達相談体制の充実」では、「i-ファイル」についていくつかご意見をいただいております。そうした意見を踏まえ作成した右側の取組の方向性として、1行目の3つ目の丸にあり「i-ファイル」について、保護者及び支援機関が活用しやすいものとなるよう内容の検証見直しを行い、さらなる活用の推進を図りますと示しています。これらの取組の方向性については、一旦現時点での案となっておりますので、今後のご意見や各部署との調整などで修正を行っていく予定です。

そうしまして、本日の資料を一部修正といいますか、A3の2枚目の裏をご覧くださいませるか。ページ番号で4ページとなります。施策体系でいうとB4、「働くこと日中活動の支援」の2行目の一番右の取組の方向性で、「障害者の平日夕方以降の居場所の確保」で終わっているのですが、記載漏れでして「平日夕方以降に場所の確保の検討を進めます」というような内容を書く予定でした。こちら記載がなく申し訳ございません。こちらでは各テーマ別検討を終えた後、計画の全体についてお示しする際も、この取組の方向性については再度、ご意見をいただく機会を設けるので、本日の議事においては、時間の都合もあり、報告のみとさせていただきます。追加のご意見、現時点での取組の方向性についてのご意見、ご質問等あれば、後日事務局にいただければと思います。以上が、資料1についてのご説明となります。

■事務局

はい。以上となります。前回と同様にここについては一旦ご紹介で最終で11回の委員会で全体を示し再度ご意見をいただく機会もありますのでご報告で先に進めていただきたいと思います。ただ、何かご意見があればぜひ、後日意見としていただければそれをまた検討に反映することもできるかと思っておりますので、本日のご意見は申し訳ないのですがお待ちしておりますので、ということよろしいでしょうか。

では、本日のメインになります。(2)の議題の方に移りたいと思います。まず最初に事務局からご説明をさせていただきます。

【(2) D1移動の支援, D2バリアフリーのまちづくり, D3情報提供, D5地域のネットワークづくり, D7当事者の参画】

■事務局

それでは事務局からご説明をいたします。ここでの検討テーマは、施策体系における「D1移動の支援」と「D2バリアフリーのまちづくり」そして「D3情報提供」「D5地域のネットワークづくり」「D7当事者の参画」の5点となります。前回の委員会に引き続き、テーマ別検討においては、前年度変更した中間報告書の今後の課題を受けて、次期計画において必要なことや、取組がどのようなことかという視点から検討を進めたいと考えております。それではまず資料2「移動の支援」をご覧ください。こちらも前回と同様に、資料2の上にある枠が中間報告書の今後の課題を抜粋して採用したものととなっております。A3の資料の左半分、今後の課題である「福祉サービスによる外出支援」に対する主な取組を、矢印の下側の方で示しております。

ではまず、(1)「サービス利用実績の推移」の方です。ここでは、同行援護、行動援護、移動支援、それぞれの利用実績の推移について記載をしております。令和元年度から令和2年度にかけて、コロナ禍の影響もありまして、一旦は利用実績の落ち込みがありましたが、令和3年度にかけて回復している傾向にあります。ここで下線部の通り、今後の利用のニーズは拡大していくものであると考えております。

続いて、(2)「福祉人材育成センター」での支援者育成についてです。こちらは同行援護、行動援護、移動支援、それぞれの従業者養成研修の修了者数を計算しております。コロナ禍による影響を受けた年度もありましたが、毎年度一定数の就業者を輩出しております。引き続き、従業者養成を通じて、量的な確保とサービスの質の向上を図ると同時に、研修を通じて資格取得者の就職へのマッチング強化も図ってまいります。

それでは続いて、この(3)では、多様な外出支援のニーズへの対応として、通学の支援と通勤の支援について、記載をしております。まず、通学の支援についてです。通学を目的とした移動支援を利用できる対象者の範囲について、令和2年度では、市立小学校の特別支援学級に通う1年生2年生を対象とし、令和4年度には都立の視覚障害・聴覚障害の特別支援学校小学部、中学部を通学する方々を対象とするに至っており、利用対象者の範囲を拡大させてきております。今後のニーズやサービス提供体制に応じて、支援内容の拡大を検討してまいります。次に通勤の支援として、重度障害者等就労支援事業について、前回の委員会でこちらに触れましたが、この内容を再掲しております。併せてご確認ください。続いてA3の資料の右半分をご覧ください。これは公共交通機関の利用環境の充実として、(1)「福祉タクシー券・ガソリン費助成の見直し」について、(2)「車いす福祉タクシー事業」の実績と変更について掲載しております。

まず、(1)「福祉タクシー券・ガソリン費助成制度の見直し」についてです。これらは現行制度の課題として、福祉タクシー券はタクシーに用途が限定されており、調布市と協定を結んだタクシー会社以外の交通手段での助成を受けることができない点、対象者に精神障害者が含まれていない点、また、金券のため紛失した際に再発行ができない点などの課題が指示されておりました。そこで、調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会にて検討を重ねていき、検討段階で仮称ではありますが、令和6年4月より、「お出かけサポート手当」の創設を検討し、現在パブリックコメントを実施中です。詳細は参考資料2をご確認いただければと思いますが、こちらの制度改正のポイントとしていくつか挙げられておまして、例えば現金支給をすることで、タクシーに限らず、あらゆる公共交通機関で利用が可能になること、また、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者が対

象に加わったことなどがあります。あわせてご確認いただければと思います。

それでは次に(2)にまいります。(2)では、車いす福祉タクシー事業について掲載しており、実績と今後の展望について載せております。本事業では、令和3年度から事前登録制にするなど、制度の適正化を図ってきたところではございますが、今後も対象要件の見直しを図るなど、予約しにくい状況の改善を図っていく予定です。

次に資料3に参ります。「バリアフリーのまちづくり」をご覧ください。資料2と同じく、上に今後の課題、矢印の下にそれに対する取組を示しておりますが、ここでは調布市バリアフリーマスタープラン等について掲載しております。まずA3の資料、左半分のページをご覧ください。こちらは令和4年4月に策定された「調布市バリアフリーマスタープラン及び調布市バリアフリー基本構想」について掲載しています。「調布市バリアフリーマスタープラン」は、改正バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を促進する地区と、その方針について定めたものとなっております。一方、「調布市バリアフリー基本構想」は、今後の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付けるものとなっております。ご覧いただいた通り、それぞれ調布市の関連計画との整合性を取る必要があり、その中にこの「障害者総合計画」も位置づけられておまして、相互に連携をとるものとなっております。

次に右半分のページの方をご覧ください。こちらは令和5年3月に取りまとめられた「調布市バリアフリー特定事業計画」についてです。これは先ほどの「調布市バリアフリーマスタープラン及び調布市バリアフリー基本構想」に基づき、取りまとめられたものです。これは、施設設置管理者と、例えば鉄道事業者やバス事業者、タクシー事業者、公共施設や福祉施設の管理者などがありますが、これらの管理者の方々に対して、基本構想を特定事業等の詳細などの内容について具体的にご検討いただき、その検討内容を取りまとめたものとなっております。その検討の際には、このページの下半分に書いてありますが、「調布市バリアフリー特定事業」に定める事項の①～⑤とありますが、これらの項目に沿って検討が進められていくこととなっております。例えば、①「公共交通特定事業」であれば、車両のバリアフリー化の促進・進推といった項目があり、この項目に沿って、鉄道事業者などが実施予定期間や実施内容について詳細に検討を進めていく、といった形になります。これらによって、ハード面及びソフト面の両面でのバリアフリー化を進めていき、令和12年度までに着手率、完了率100%の達成を目指すこととなっております。

それでは次に資料4になります。資料4のまず左半分のページ「情報提供」の取組について掲載しております。まず、(1)になりますが、(1)では、「調布市ホームページ運用事務」について掲載していただき、ホームページリニューアル化によって、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格、適合レベルAAに準拠した運用を行っていくといった内容が書いてあります。

次に(2)「市報等発行事務」についてです。ここでは、障害の有無に関わらず、誰もがアクセスできるようにするための取組が載っており、市報の内容をカセットテープに音声録音し、希望者に郵送する声の市報の他、市報のテキストデータをホームページ掲載やテキストデータの送付によって音声読み上げソフトを活用して市報の情報を入手してもらうための環境整備の設定などもあります。次にA3の資料右半分の方をご覧ください。こちらは「地域ネットワークづくりの検討状況及び当事者参画の検討状況」について書いてありますがその内容については時間の関係で内容を割愛させていただきますが、後ほどご確認いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

■木下委員長

ありがとうございました。皆さん、こんばんは。遅れて申し訳ございませんでした。今、議事次第で言うと、(2)を事務局から説明いただいたということになると思います。(1)は既に説明済みと言う事で、こちらは今日はちょっと審議事項が、盛りだくさんということですのでご意見はまた後日伺うということで、(2)ですね、今ご説明があったものについて、ご意見等をいただければ、資料がちょっと煩雑なところもありますので、ご質問なんかもあるかと思うのですが、いかがでしょう。まずは移動支援、それからバリアフリーのまちづくりのところですね。ここについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にないようでしたら、A委員は、今日はオンラインですかね。意見いただいてもよろしいでしょうか。

■A委員

はい、まず同行援護についてですよね。同行援護について調布市はこのところ1~2年、同行援護従事者が少しずつですけど増えつつあります。調布市のいいところとしては、本当は同行援護の資格を取るのに4万近くかかるんですけども、調布市では、テキスト代のみで無料の講習がここずっと続けられてきて、結構研修を受けるという方がとても多くて、その後事業所に登録される方も増えてきて、去年一昨年の同行援護を受けた方は、半分ぐらいは社協とかドルチェさんとかに登録をさせていただいて、前よりはちょっと楽になったのかなという状況です。この行政が補助金を出して、毎年やっているっていうのは割と東京都内の中では少ない方かなと思っております。なので、私はこの同行援護の従事者研修会の初日に当事者として出させていただいているんですけども、必ず受講された方には少なくとも1年間、調布市でお仕事をさせていただきたいというふうに伝えております。あと同行援護も時間ですね、受給時間が足りないっていう方も中にはいらっしゃるかと思いますが、厚生労働省は一切時間を決めておりません。これはあくまでも国から都道府県、都道府県から地方自治体において受給時間が決まるわけですけども、調布市の場合はさほど他の地域よりは少ないというよりも、かなりうまく配分してくださっているんじゃないかなというふうに思っています。一つちょっと課題とすれば、8月29・30・31日と全国の視覚障害女性研修大会というのが藤沢市で行われました。このとき、テーマが同行援護サービスを利用して思うことということで、研修会を行いました。そのときに全国の皆様方がおっしゃるところでいうと、やっぱり時間数が足りないということと、でも、この同行援護サービスができて、活動、お出かけすることが多くなって嬉しいということと、それからそういうお仕事をしてくださる方がいらっしゃるということに感謝の思いも、思っていたら幸いです。私もそういうふうには感じております。ただその中で出てきた課題として、利用者もそうですけれどもどこでも従事者の方の何気ない会話から他の方の情報が漏れてしまうという、これはお互いのことなのですが、そういう課題が見えてまいりました。それでもこういう課題はあるかなとは思っているんですけども、そのときに上部団体の日本視覚障害者団体連合会の会長の言葉で、まず、賢い利用者になりましょうということと、それからやっぱりお互い人間、人と人との出会いなので、そこは上手に付き合っていきましょう。そして最後に、地域の中で質の高い同行援護従事者を育てていましょうという意見・アドバイスがございました。調布市も、そういうような賢い利用者、そして自分たちが不利にならないような、そしてガイドヘルパー・同行援護従事者の方も不利にならないような同行援護のあり方があるといいなど。やっぱり高齢者がだいぶ増えてはきていると思うので高齢化に伴い、どこへでも従事者を使う方が増えてくる。今年も10月18日、研修会が行われますけれども、1人でも多く調布市で活動していただけるガイドさんがいるといいなというふうに思っています。同行援護の件はこれで、こんな感じでよろしいですか。

■木下委員長

はい、Aさんありがとうございます。ご意見を伺っていると、コロナ禍でどっと減ったところではあったんですけども、最近増加してきている、あとは調布市はこの同行援護の支援をするにあたって、4万円ぐらいかかるところを助成が入っていき、他の自治体に比べるとなりやすいと。ということで、概ね現在の方向性でいいのではないかと考えているけれどもただ課題としては、守秘義務というか個人情報漏洩というところとちょっと大きくなるかもしれないですけども、そういったところがこの先課題になって、もう少し質を高めていければというようなご意見で、というふうに受け止めたのですがよろしいでしょうか。

■A委員

はい、わかりました。バリアフリーもですか。

■木下委員長

そうしたらですね、同行援護のところを伺ったので、もしですね行動援護、それから移動支援のところなんかをぜひお願いいたします。はい。B委員ですね。

■B委員

移動支援の件についてちょっと確認したいと思うのですが、私は実際移動支援の職員から直接何かを聞いているわけではないのですが、今回様子を見る限り今の移動支援のニーズの拡大に対して、それを担う支援者があまり足りていないように感じています。支援者育成の研修の実績が書いてあるんですけども、実際これを受けた方たちがどれぐらい定着をして支援をしてきているかはやはり把握しないとまずいなというふうに感じております。例えば20名受けた中に1人ぐらいしか支援をしてくださる方がいないと、結局その19名はどこにいったのとなるわけで、この問題について方針とか方策を調布市として、何かあれば聞きたいと思うのですが。

■木下委員長

事務局お願いします。

■事務局

事務局です。B委員のおっしゃる通り、先ほどA委員からは同行援護の方は人材育成が必要な方が就職に繋がってくれるというお話があったのですが、移動支援と行動援護に関しては、受講してくれる方はいるんですけど、その方がヘルパーについてくれるというところは正直まだうまくいっていない状況です。そこについてはよく人材育成センターが研修をやっているところで、後追いの確認をしまして、6ヶ月後とか実際就職したかどうかというところとかを確認して、その中でやはりうまくいっていないというふうに確認しております。先日も人材センターの運営委員会があって、本当にいろいろ理由はあると思うのですが、どういった事が理由でどうすればそこを繋げていけるのかというところが、やっぱり今後の次の計画か既に今からの課題であるということを思っておりまして、そこに今度は手をつける、あの研修を受けてくれた人がこれだけいてよかったねで終わらせないというところが、次の課題かなと、この資料にも資格取得者のままマッチングの強化をというところに取り組んでいきたいということで書かせていただいております。

■木下委員長

はい、B委員お願いします。

■B委員

はい、ありがとうございます。私なりの所感をお伝えしたいと思うのですが。私の知人も実は何名か登録しておりますが、実際ヘルパーをやっているのですが、いただく報酬ってところがちょっと少ないんじゃないかなってというのは、正直負う責任に対しての報酬っていう考え方です。ちょっと少ないなど。今この世の中10月から最低賃金が上がり、1,113円ですかね、そこが上がっていく中で、その報酬が一律変わらないとおそらくその仕事の価値っていうものが相対的に落ちていくんじゃないかなと。やはりその部分を自分で落とし込めて考えると自分が資格を持っていてどこで移動支援やろうかと思う時にやっぱりそこは見るかなって、地域貢献したいという気持ちはもちろんありますが、やはり仕事として成り立つ所に行きたいというのは正直感じてしまうかなと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。毎回でている賃金問題ですね。本当に非常に大きな課題ですね。それをどうするかというのはあるのですが、ただいずれにしろ、今事務局からあったように、後追いをし、定着していないということがわかっていて、その理由というのも定着率をこれから上げるということが課題だけれども普段からやっぱり賃金の問題があるんじゃないかという問題提起があったところです。はい。これは私も納得するところですね。どうしていけばいいか。これからAIが入ってきて感情労働というものの価値がものすごく上がると思うんですけども、それがちょっと何年先かわからないから、というふうに思っています。他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

■C委員

今のBさんの意見に賛同なのですが、作業所連絡会の加盟団体の中でもですね、非常にこの移動支援のニーズは多くありますので、解決に向けた施策をお願いしたいというところでございます。よろしく申し上げます。以上です。

■木下委員長

ありがとうございます。はい。どうにかしたいところですね。ニーズが出てきているというのは、私はすごく意味のあることだと思うんですけども、それだけ社会参加をされたいという機会を伺っているかと、伺っていた方たちが社会参加の機会が、実際にこうしようとしているんだけど、なかなかその繋ぎの部分がうまくいってない状況だということですね。これはもう市としての課題として、認識しておいていただいて、どう解決するかという解決策をこれからまた講じていただければと思います。他にいかがでしょうか。はい、Dさんお願いします。

■D委員

はい。車いす福祉タクシー事業なのですが。今、タクシーが車いすで乗れるようになってきて、いっぱい増えていって、私の車いすでも乗れるんですけど、運転手さんが乗せ方を知らない人がすごい多いってというのは今問題になっていて、たくさん使える方が、私たちにとってはすごくWin-Winなんですね。というのは普段動いている車いすユーザーは、本当に一般の人と一緒に雨の日だからタクシーに乗りたいたか、一緒に移動

したいからタクシーに乗りたい、という時なんですけどなかなかそれが叶えられない、今はタクシーをみんなで乗ろうという運動をしたんですけど、そういうタクシー会社を巻き込んでもっと多くの車いすユーザーが過ごせる環境をつくっていったら、リフトタクシーとかどうしてもそういうタクシーは予約がいっぱいで取れなかったり、そういうことがないようなまちや国づくりが必要だなあと考えています。

■木下委員長

ありがとうございます。ハードは追いついてきたけど、ソフトが追いついていないという状況なのですね。これはどうなのですか。調布市の状況はあまり存じ上げていないのですが。このタクシー会社さんと、あれですかね、市が働きかけてコラボみたいな、そういう意味でしょうか。

■事務局

事務局です。そうですね。どのような形ができるかなというのは今すぐにはないところではないのですが、確かに書かせていただいたように、車いすタクシーを使う場合に市が助成して利用者さんが安く乗れるようになるようにやっているんですけども、それがあってから車いす福祉タクシーの利用予約がすごく取りにくいことが多くてという市内の状況があると利用者の声を聞いております。これは何とかしなければと今D委員がおっしゃっていただいた、通常のジャパントクシーに乗れるようになれば、そっちで乗れる人はそっちがあるから、車いすタクシーをわざわざ乗らなくても良い状況が改善されるのではないかと思います。確かに道筋としてはあるなというところで、今後の検討となりますがそこで参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

■木下委員長

ちょっと余分な情報かもしれないのですが、西東京市か武蔵野市を拠点にしているタクシー会社は、そこにすごい力を入れている。高齢の方であったり障害がある車いすユーザーの方であったりの方を積極的にお客さんとして受けていこうとって、そういったタクシーをたくさん導入したりとか、あるいはドライバーさんの研修とかそういったことができるように、トレーニングしたりをやっているんですね。もしかしたらなんだろうね、コンタクトを取ったら積極的に教えてくださるかもしれないので、ちょっとした情報提供でした。Dさんありがとうございます。他にいかがでしょうか、移動のところですね。Eさんからお願いします。

■E委員

調布市のタクシー券の所なのですが、それを廃止するというところで、これは調布市だけの問題なんだろうかと、それとも区・市によって違うみたいなのですが、これは市に限らず、例えば東京都の区市町村全域に渡って利用される制度なのではないでしょうか。

■事務局

この福祉タクシー券は同じところを市町村単位でやっているところが多くあるんですけども、ここに関しては市町村それぞれ独自の制度なので、調布市がタクシー券の制度を改めたいということは今検討しているというところでございます。同じようなタクシー券というところで形になったところもあれば、他の町や市で数はまだ多くないですけどもこれと同じように現金支給というところに切り替えた自治体も過去にありましてというところで把握をしております。

■E委員

タクシー券を利用できるタクシー会社っていうのが決まっていたんですが、今回これはどうなるのでしょうか。どこの会社など範囲など決まっているのでしょうか。

■事務局

これは手当として現金として支給してしまうので、それはもちろんどこのタクシー会社でも使えますし、タクシーだけではなくて、公共交通機関での移動の費用とかにさせていただくこともできますし、あるいは自家用車で移動される方がガソリン代に当てていただくこともというところで、交通手段を限らず、多様な公共交通機関を利用できるようになってきたので、タクシーだけに助成をするのではなく、いろんな公共交通機関に使えるような助成に切り替えていこうという趣旨でございます。

■E委員

そうしますと、例えば今までタクシーに乗った場合、1割引になるその点はどのようなのでしょうか。

■事務局

タクシーに乗るときに手帳を見せると1割引になるというのは、全国共通でタクシー券と関係ない制度なので、それについてはもう今も調布市でそれは同じですし、今後もタクシー券の制度がどうなる形でもそこは継続されるというところになります。ご指摘やいろんな質問がパブリックコメントで起きている最中なのですが、やはりその変わったときに変わったことをちゃんとどう周知していくか。今のご指摘などは変わらないんですよ、というところをきちんと周知していくことも必要なことと思っております。そこはそういったご指摘もあるということで参考にさせていただければと思います。

■木下委員長

これからパブリックコメントも含めて、今言ってくくださったように、利用者の皆さんが疑問に思うであろうことというのを全てお答えしていくというようなことでよろしいですかね。ありがとうございます。またわからないことがあったらぜひ、問い合わせてください。はい、F委員お願いします。

■F委員

ちょっと聞きたいことが、今回お答えいただけたこともあるのですが、外出支援で通学の支援のところ、支援学級の1, 2年生対象とか、都立の視覚障害とか、聴覚障害とかの通学が対象になっているところなのですが。通学支援っていうところかというと、いろいろな支援を今求められている児童っていうのがいらっしやると思うのですが、あえてここをやっている、1, 2年生に限定しているとか、何か絞っている要因が何かあれば教えていただきたいっていうのと、今後子ども拡充を検討しているっていうところでは、どういった内容を検討されているのか教えていただきたいです。今タクシー券とかガソリン費のところ「おでかけサポート手当」に変わってくるっていうところで、お伺いしたんですけども、今までだとガソリン費は自己所有の本人運転に限る、ご本人が運転されることに対する補助があったんですけども、何らかの要因で交通機関を使えないっていう方がたくさんいらっしやる中で、でもタクシーだけでは生活面の金額でなかなか難しいので、自家用車を使わざるを得ない方がやはりいらっしやる中で、その本人運転に限るっていうところでパブリックコ

メントとかを集めて、その辺りを検討していただくことは可能なのかをお伺いできればと思います。

■事務局

「移動支援の拡大」というところに関しましては、やはり一気に広げてしまうとニーズに対して提供が追いつかないということがあろうかと思ひまして、特にニーズの高いところというのを把握したり当事者さんから家族、団体さんからの声など聞きまして、このような拡大をしてきておりますので、どう広げていくかというのは、まだ決まっているものでもございません。逆にその令和4年度に都立視覚障害聴覚障害特別支援学校に拡充したのは、まさにこの年から通うお子さんがいてその方について何とかしなければいけないというのが検討の発端になっているところも正直ございます。なので、今後も皆さんの普段の活動なので、今こういう方がいてというような話があればいただければ。ちょっと一遍にというのは難しいと思っているのでニーズを見ながらという形になっているかと思ひます。

2点目のタクシー券やガソリン費のことに関しましてはおっしゃる通りガソリン費助成があるんですが、本人運転に限るとなっております。これを家族の運転にも拡大してほしいという声を前々からいただいておまして、ただそれをやってしまうと人数が増えて、このガソリン代で、領収書をもって検査管理する、それを市でチェックをして1人1人払うという膨大な事務作業になってしまうというところもありまして、今回のタクシー券、ガソリン費の助成を廃止して全てこの手当に統合する、ガソリン費の助成を受けていた方も、こちらの助成に移行していただくことを想定していますので、ご本人の運転でも、家族の運転であっても逆に言ったらこの手当の対象になるというところで、様々な利用形態に対応するための改正ということで考えています。

■木下委員長

あとはそうですね。8時になったら休憩を入れたいというふうに思っているのですが、移動のところについてはですね、結構出たんですけど、情報提供とか地域のネットワークづくりというところが、まだご意見をいただけていない。まず、G委員から市のホームページか、市報の情報提供を受けることが、こんなふうになるといいなと思ったらもっとわかりやすいなというのがあれば、ぜひ教えていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

■G委員

ホームページをちょっと見てみたら、上の方に調べる空欄のところを押してもいろんなものが出てきてちょっと分かりにくいかなと思ひました。

■木下委員長

ありがとうございます。どうやったらわかりやすくなるかっていうのは、一緒につくりながら、というのが一番いいんじゃないかなというふうに思ひますので、今大変参考になるご意見でしたので、今後もっとわかりやすくするためにはどうすればいいか、またホームページをつくり直していくときに、ぜひ一緒にお手伝いしていただけたらいいかなというふうに思ひます。またよろしくお願ひします。どうでしょうか、この情報のところなんですけど例えば、高次脳の当事者の方なんかっていうのはどうなんですか、この市からの情報は、特に今の所は問題ない感じですか。ホームページとか市報とかですね。

■E委員

高次脳の場合はそれこそ範囲が広いので、重度から軽い方がいらっしゃるんで、軽い方は自分でいろんなものを見ることができるんですけど、やはり重い方は家族なりなんなりが説明するということになります。

■木下委員長

ご家族にとってどうですか、その市の情報発信の仕方とか、今のところ特に改善点とかってものをどう思われますか。

■E委員

どうしたらわかりやすくなるのかわからないのですが、パブリックコメントの欄をみるのも私もできない。どうしたらわかりやすくなるのか。難しい。

■木下委員長

これ多分、どこの自治体も頭を悩ましていると思うのですが、次お願いします。

■H委員

情報提供についていろいろな方法がありますが、いろんな情報提供の方法があっていいと思います。でも、情報発信をする担当者が多くなってしまうのではないかな。私の場合は、早く情報をいただきたいと思っています。例えば、先日、調布市のどこかで、誰かを刺したというようなニュースがありました。その後捕まったのか、捕まったようなんですけれども、防犯関係について、何か刺したような事件があった場合、何か事件が起きたときに、家から出る、外出を注意してくださいというような情報のメールは来ますよね。2、3日後に来るようでは困ってしまう。やはり同日にその連絡がいただきたいということです。情報はとにかく早くいただきたい。何か起きたときに早く情報を出すという事が大事だと思っています。そのときにラインやツイッターなどを使って、幅広い人たちにいろいろな方法で情報を発信する。方法が様々あると情報提供する人の負担が重くなることと、情報を提供することが遅くなってしまうという心配があります。ですので、何か方法をまとめてもっと絞って、スムーズに情報を早く、とにかく早く情報を提供してもらいたい。というような考え方がいかなっていうふうに思っております。以上で終わります。

■木下委員長

今の提案は本当に重要で、次の例えば、(5)の災害のところにもですね、多分かかってくる話だと思うんですね。はい、ありがとうございます。特にそういった緊急的な内容については、できるだけ早くまたちょっといろいろな方法でというのが望ましいんでしょうけれども、あんまりいろいろな方法だと、その情報発信する側も、すごい負担がかかって混乱するので何かそこら辺も踏まえて良い方法がないかというご提案だったと思います。

■B委員

今回のこの資料をG委員と一緒に確認をしているんですけども、ちょうど情報発信のところで調布市のホームページをいろいろと一緒にいじっていたんですね。先ほど発言ありましたけど、検索バーっていうので検索したんですけど、やっぱり欲しい情報をゲットするために、かなり限定的にワードを入れないと出てこない。というのもやはり調布市行政ということで管理している情報が膨大だと思うんですね。ワード検索だと、網

羅的に検索されて出てしまっていて、これだっていうことにたどり着くのにはすごく労力が必要だったかなと思います。ここから先は正直実現可能かどうかというところは置いてのアイデアだと思ってほしいんですけども、やはり一般的な企業だとチャット形式とか、これこれとワードをいうと、それに対してAIがある程度回答を絞った形で提案をしてきているという。なんていうか、階層的に目的地までたどり着けるようになっていくという、簡単ではないと思いますが。先ほどお話がありましたけど、情報を絞る正確に絞る必要はあるんだろうなというのはいさし感じました。以上です。

■木下委員長

おっしゃっていること、めちゃくちゃよくわかります。要はおっしゃっていたように、情報も膨大で福祉だけではなくのものも全て扱っているのだから、検索ワードを入れると、福祉以外のことも全部引っかかってきて、その中からまた自分で選択していかなければいけないというその難しさはやっぱりあると思います。そこも一つ課題かなと。ただこれだけAIが発達してきてる中で、そういった絞り込みなんかというのを手伝ってくれるようになることをちょっと期待するということになりますね。

■C委員

その情報キャッチの部分はやっぱりとっても難しいところが高次脳機能障害の方も含めありまして、他市の事例になってしまうんですけども受給者証の更新なんですけれども、誕生月が来て、おうちに届いて、それを市の方、障害福祉課に持って行って、完結するんですけど、それが個人の親御さんがいるご家庭ではあったんですけども、失効してしまったと、1ヶ月後にこちらに請求ができませんでしたということで、連絡が来て、私の方もちょっと失念していたもので、その障害福祉課の方にお尋ねしたところ、連絡がなかったのもそのままにしましたということだったんですね。でもそれじゃ困りますよねということで、なくなって何ヶ月かして請求が来て、わかったことがあったので、その福祉課さんにも、こういった障害特性があってそれだと困りますよ、ということがありました。やっぱりそういう重要な情報は支援者の方も入ってくるようなシステムがあるといいのかなというのと、調布市ではないんですけど、やっぱりキャッチする部分を支援者で補完するような仕組みが、ごめんなさい、具体的な事例はないんですけども、例えば作業所の方にも同じような情報を出していただいて、利用者の皆さんにちょっと声かけできるような仕組みか何かがあると、その彼らの情報キャッチのちょっとしたフォローになるかなというふうに思いましたので、発言させていただきました。以上です。

■木下委員長

ありがとうございました。本当に重要なところで、いわゆる申請主義の限界というところだと思いますね。自分たちで全て申請しなければいけない。今の日本の福祉制度、ほとんどそうで、その中でどうそこを克服していくか、超えていくかっていうところが多分もう全国的に課題になっている。今のBさんとCさんのお話を伺っていて思ったのが、もちろん当事者の方々がですね、ご自身でいろいろなツールを使って情報キャッチしていくってことが一番いいんでしょうけれども、それだけに集中するとやっぱり何か漏れがあったりってということもあるので、そこだけをなんていうんですか、追求していくだけではなくて、どういうふうにそこをサポートしていくシステムを、並行してつくっていくかということも大事なのかなと思うところです。ちょっと予定していた時間を過ぎてしまったのでここで一旦休憩に入らせていただきたいと思います。1

0分取らせていただきたいと思いますので、8時15分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

〈休憩〉

■木下委員長

それでは時間になりましたので再開させていただきたいと思います。もしかしたらですね移動支援とか逆にまちづくりの情報提供のところですね、ご意見できていないかもしれないんですけども、先がありますのでいつも通りですね、先に進ませていただいて、今後ですね、また後日ご意見ある方は事務局の方に届けていただければというふうに思います。

【(3) D4障害理解と交流、D6災害時の支援】

■事務局

資料5、資料6、参考資料3の3点をご用意させていただきました。ご準備ください。ここでの検討テーマは施策体系での「D4障害理解と交流」「D6災害時の支援」の2点となります。最初に資料5「障害理解と交流」をご覧ください。資料2～4と同様に、資料5の上にある枠が中間報告書の今後の課題を抜粋して記載したのになります。A3資料左半分、今後の課題である「障害者差別解消のための普及啓発」に対する主な取組を、矢印の下に示しています。

(1)「障害者差別に関する相談」のところには、障害福祉課への相談件数を記載しており、令和4年度の相談件数はそれぞれ1件となっております。合理的配慮の提供については、病院受診に際して、聴覚障害の方が健康診断でバリウム検査を希望したものの、断られたというものが、この令和4年度の1件であります。

続いて、(2)「障害者差別解消推進地域協議会」では、今私が述べたような、実際に障害福祉課にあった相談事例の共有を始め、好事例となる合理的配慮や障害理解促進を共有して、各団体に持ち帰っていただき、合理的範囲を広めていくものとなります。過去にはグループワークや勉強会などを開催しております。

続いて、(3)「市職員への働きかけ」では、対応要領を定める他、職員向けの動画研修を実施。新任職員に向けた研修などを実施し、障害理解の促進に取り組んでおります。

続いてA3資料右側、「地域全体への障害理解の推進と交流」の主な取組をごらんください。

(1)「ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発」については、調布市独自に作成しているヘルプカードをはじめヘルプマークシールを施設の入り口等に添付してもらうことで普及啓発に取り組んでいます。ヘルプカードのデザインについては、今後見直しを検討したいと考えております。

(2)については、前回委員会の内容を再度掲載させてもらっている他、「パラハート月間」について記載しております。当日配布資料として机の上に置かせていただいた「パラハートちょうふ2021」という小冊子も、この「パラハート月間」で配布させてもらったものとなります。参考に後ほどご覧ください。

(3)「障害当事者講師養成研修」では、当事者講師を養成して発信することで、障害理解の推進と交流を図るという取組になります。次に資料6をご覧ください。まずA3資料の左側、障害児者施設における防災対策に対する取組についてご紹介させていただきます。障害福祉サービス事業所等におけるBCP策定のために、事業所向けに研修を行いました。自然災害への対応、感染症への対応、それぞれのひな形を提示するなどして、BCP策定の支援を行いました。

続いて、避難支援体制の整備の主な取組をご覧ください。

(1)「ちょうふ災害福祉ネットワーク」は、災害時に有志の福祉事業所による緊急時の支援を目的としたネットワークとなります。令和5年7月に設立して、令和5年度は講演会の開催、スマートフォンアプリを活用した情報共有訓練などの実施を予定しております。市内福祉事業所に対して周知活動を行うことで活動の拡大を図っていきます。

次にA3資料の右側半分をご覧ください。(2)では、「調布市避難行動要支援者避難支援プランの取組」を掲載しており、ここでは、過年度に消防警察協定を締結した自主管理など避難支援等関係者との連携に努め、避難要支援者名簿の提供を行った他、協定締結団体と意見交換を図る連絡会を開催しました。現在36の団体、自治会だったり組合だったり、防災市民組織と協定を結んでいます。令和5年度も引き続き自助・共助・公助の相互に対応機能する体制づくりに努め、自治体が主体となり、個別避難計画を作成することも段階的に取り組んでいきます。

続いて、(3)「災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備」についてご覧ください。福祉避難所は特別な配慮を必要とする方のための避難所になります。各地域福祉センターや希望の家、社会福祉事業団などの障害者支援施設が福祉避難所として指定を受けております。続いて2つ目の丸の「風水害時要配慮者等移送」と3つ目の「要配慮者専用駐車場」について、参考資料3をご覧ください。A4で両面のものになります。記載にある通り、自力での避難が難しい方には、バスでの送迎だったり、自家用車で避難に対しては要配慮者専用の駐車場を設置しているという事業になります。詳細についてはチラシの方をご確認ください。

続いて(4)「避難場所や支援に関する情報について」をご覧ください。情報については調布市の避難情報サイト、調布市ライン、防災ダイヤル、防災安全情報メール、調布市FM等、多重的かつ効果的な情報発信をしています。いろいろな情報手段で誰もが取れるように、多重的に行っています。以上議事の3についてご説明していきましたが、私が説明したのを直接どうこうということに限らず、これを一つの材料として、D4、D6に今後求める計画に紐づけるべき役割、取組、強化、拡充として欲しい機能・事業などを委員の皆様にご意見ご議論いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

■木下委員長

ありがとうございました。まず先ほどのところにちょっとかかるので、H委員がおっしゃっていた、いろいろな媒体いろいろな方法による緊急時の連絡というのか、この(4)ところへ避難場所や支援に関する情報について必要な人に確実に届けられる体制づくりのところが一番下に書かれていると思うんですけども。こういったところっていうのが、この日が防災とか有事のときだけではなく、犯罪であったり、市民がいち早く情報が早く欲しいときにこういうことを活用できたらというようなイメージを持ったんですけど、いかがでしょうか。

■H委員

はい、そうです。普段の情報と何か災害が起こったとき、防犯の情報、そういういろいろな情報を集めると、逆に曖昧になる。改めて言いますと災害避難だけであると防災注意情報等きちんと出していくことが大切だと思います。

■木下委員長

わかりました。ありがとうございます。ちょっとそこが繋がっていたような気がしたので、まずHさんにちょっと振らせていただきました。まずこの障害者の差別に関する相談ですが、これあんまり多くても何かこの

自治体どうなっているんだろうと思うんですけども、どうなんですか、ちょっと少ないように感じたんですけどもちゃんと出てきているのかなっていうふうに思ったりしたんですが、他の自治体と、今すぐじゃなくて結構ですよ、なんか比較してあまりにも少ないようだったら、調布市は差別が少ないんだというふうに捉えられるんですけども、一方で何か、それがきちっと情報として上がってくるシステムが機能していないのかなと思った次第です。

■事務局

差別の方は、資料とか集計があったりするのですが、調布市が少ないかというところではなく。だいたいこんな感じですね、東京都がまとめると、ありますけれども、数としてはやはり差別の難しいところは虐待のようにならざるを得ない形で集計しなさいっていうような決まりがないんですね。ケースワークで、差別ではなく、どうにか改善してるところもあってどこの市町村さんも口を揃えているのですが、どこからが差別の対応で、どこからがケース対応でっていうところの切り分けがやっぱりまだまだなので、差別として、件数を上げるべきものなのかどうなのか。なかなかまだ切り分けがはっきり東京都からも、これはこういうことだったら差別であげてほしいみたいなことが各市の判断っていうか、任されている面もあるので、うちはこういう差別の話がそれは不当な扱いなのか合理的配慮なのかっていうことで、ご相談が来ればこういうふうに挙げているっていう感じです。

■木下委員長

ありがとうございます。その差別のところについてIさん話していただいてよろしいですか。何か障害がある方との交流とかあるいは地域共生社会っていうのが謳われて久しいんですけども、そういうのが進んできているなというふうに思う反面、まだまだ差別があるように思うんですけども、Iさんは何かそういった共生社会ができてきているから差別がなくなってきているんだっていうご経験でもいいですし、あるいは一方で、いやまだまだ解消できていないところがあるんじゃないかというようなことが、ご経験からあれば伺えますか。いかがでしょうか。

■I委員

差別っていうんじゃなくて、理解っていうことで捉えたんですけど、進んできたと言ったら前よりは理解できてるんですけども、私自身ではなくて私の周りで起こったことなんですけども。障害者枠で就職しました、就職したけれども、自分はこれはできませんと言って、上司にも言っていたんですけど、それがうまく伝わってなくて。その時にその上司との間に誰か立ってくれる人がいればよかったんですけど、それがいなくて、結局退職になっちゃったとか。会社によってはそういう就職する障害者、上司の人との間にちゃんと人が立ちますよってところもあるし、就職できて就職した後、会社の中ですごい差別っていうよりは、理解が進んでる会社と理解が進んでない会社があって、理解がある会社に進んだ人は定着してきたけれども、うまくいってないかったりする人は、定着が悪いという事は聞きました。

■木下委員長

ありがとうございます。もうそこは、Iさん一貫していらっしゃるんですよね。この理解っていうところですね。だから理解のための啓発をこれからやっぱりいかにしていくかということが、ここで言うような差別っていうのを減らしていくんだということですかね。

■ I 委員

自分のことを考えてみると私は今、市内の作業所に行っているんですけど、そこは学習プログラムとランチを出すレストランと焼き菓子をつくる場所が三つあるんですけど、学習プログラムも市民の方がいつ参加してもいいし、そこで学んでくださるし、ランチを食べに来てくださるお客様も今、割と男性が多くなっちゃって、それからお子さんを連れのお母さんたち、お子さんもお母さんのお名前に入っていると聞かなくて、そういうお客さんたちが自分のメンバーもずっとそこにいるから見て、この人たちはこういう人たちなんだねって、メンバーと3歳の女の子がすごく仲良くなったりとか、そういうのを見ていると、そのお客さんたちにも理解してもらえているんだなと思うし、ましてや赤ちゃんたちは次の時代に行ったときには、もっと大人になった時に、こういう人たちだったよねと思ってもらえれば、それは機会につながるんじゃないかなと思います。

■ 木下委員長

ありがとうございます。そうですね、Jさんどうぞ。Jさんからご発言いただいた後に、Hさんからの発言で進めたいと思います。

■ J 委員

この差別解消というか、事務局がご紹介してくださった合理的配慮の不提供事例がバリウム検査を断られたという事なんですけど、その中にやっぱり経験がないとか、そういうノウハウがないとか、これ確か聴覚障害の方の事例だと思うんですけども、ちょっと聴覚障害の方、皆さん難しい。でも調布市の医師会の先生とすれば得意な方がいらっしやったりして、これ市内のことかどうかわからないんですけども、そういう意味でそういう知見を共有するとか、市としてはそれを間に立ってこれは差別じゃないよねってするだけでなく、できるお医者さんがわかっていけば紹介してあげるとか、あるいはこういう方法があるっていうのをお医者様に提案するとか、何かそういうことがないと、解決していかないし、広がっていかないんじゃないかなと思う。今そうされているかどうか、わからないんですけども、これからはそういう形でやって行っていただきたいなと思います。

■ 木下委員長

はい。ご意見ありがとうございます。では、Hさんお願いします。ちょっと私、無茶ぶりしたかなというふうに思ったんですけど。

■ H 委員

今避難や防災など緊急情報の手段や速度についてはまだ十分とは言えない状況なので、広報手段を増やすより、まずは緊急情報を優先して取り組んでもらえると非常にありがたいなと思いました。簡単ですが以上です。

■ 木下委員長

ありがとうございます。こういうふうに一応できてはいるけれども、ちょっとまだ十分じゃないかもしれないということで引き続き、ここはよりですね、迅速に正確に情報がですね、伝わるような方策を検討していただければなというふうに思うところです。ありがとうございます。先ほどのバリウム検査の件ですけど、この医療的な側面でK委員もし何かあれば、ご意見いただければと思ったんですけど。お願いいたします。

■K委員

先ほどJさんの方からお話があり、そうですね。前もお話したことがあるかもしれませんが、やはり障害を持った方の平均寿命の問題でそこに予防医療、予防というものがうまく入り込めてない、早期発見ができないという現状があります。ここはやはり、障害福祉部門と医療との、地域連携が非常に必要なところで、障害福祉のワーキングの方でいろいろ議論しているところではありますけれども、なかなか難しい課題があって、ちょっとそれ以上のコメントが今できなくて申し訳ないと思っておりますが、議論は進めていきたいと考えております。

■木下委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい。Aさんお願いします。

■A委員

障害の理解に関して、ちょっと最近思ったことなんですけれども、今まで自分は盲導犬と一緒に歩いていてお店に受け入れを拒否されると何かやっぱり差別されてるのかなっていうふうに思っているいろいろ挙げてきましたところが最近あるお店で盲導犬もいよいよっていう話になりまして。先日、そこのお店に行ってちょっと食事してきましたんですが、犬がいることを皆さん気付かず、出るときに犬いたんだってそこで大騒ぎになったんですけれども、これってつい今まで私が差別なのかなって思ってたのですが今、皆さんの話等を聞いていて、犬を入れてくれないことが差別じゃなくて、犬のことを、盲導犬のことをきちっと理解していただくということと、それから私本人が盲導犬の健康管理、行動管理がきちっとできていけば、お話していけば理解していただけるのかなっていうふうに最近思った出来事です。やっぱり差別っていうのは、相当深いものが、例えば視覚障害女性が駅で嫌な思いをした、そういう破廉恥な行為をされたとか、それとなると本当に差別というか、人権問題にもなってくるかなとは思いますが。この差別とやっぱり理解をしていただくっていうところで、もうちょっと私自身が差別ではなく、理解を深めていただくという気持ちを持っていけば良いのかなっていうふうに最近思いました。まとまらないのですが、以上です。

■木下委員長

ありがとうございます。非常に重要な示唆だと思います。差別ってすごいネガティブな響きですよ。だから今日皆さんのお話伺っていて、理解を促進するっていう言い換えにもなるのかな。もちろんそれが全部言い換えになるわけじゃないんですけど、その方が何かポジティブだなど。障害がある当事者の方なんか、まさしく今ですね、Aさんがおっしゃってくださったように、私がここを働きかけていけばまた変わるのかなという気持ちにも向いていくのかなと思ながら今お話を伺っていました。ありがとうございました。いかがでしょうか、他に、何かありますでしょうか。

■L委員

合理的配慮って新しい考え方が入ってきて、合理的なっていうのが付いてますので、できることを、互いに歩み寄りましょうっていうものだと思うんですけど、多分バリウムの問題もそうなんですけど、ちょっとうち難しいですよっていうときは、多分その方の安全を考えて安易に受けないという面もあるんじゃないかと思えます。何か教育の分野でも、このお子さんは特別支援学校の方がより良いだろうという考え方があるんですよ。そうじゃなくて地域の学校で、それこそいろんな手立てをすれば、地域の学校へ通えるという視点は

ちょっと専門性のところに期待をすると。そこで諦めてしまうというか、努力がされないという現状があるので。障害のある方と共生するっていうことは、障害があることを特別視しなくても済むような形を模索していないと、いつまでたっても区別、差別っていうのは変わらないと思います。さっき就労の話もあったのですが、就労支援センターさんとか、例えばジョブコーチとか、受け止める側と当事者を繋ぐ役の人がいると思うのですが、そういう方が入ってくると、雇用する側もちょっと安心して障害者雇用で取ったりっていうことが多かったんですね。そしてやっぱり何が原因かっていうと、理解不足で、その理解をする橋渡しの人をつくっていくのが大事なのかなと。障害者本人の努力だけでは解決しないし、受け止める側も、わかってねっていうだけではわからないので、やっぱりその中間をとる方を行政がバックアップ、どういう形でバックアップをするか、予算をつけるのかわからないんですけど、そういう方を介しながら、より障害者の方が参加する機会を数を多くしていく中で、こういうふうにやればいいんだっていうのがお互いにわかってくるんじゃないかと思います。たくさん障害者の方が使いやすいサービスをたくさんつくるっていうのも大事かもしれないんですけど、今あるものを仲介するような、そういう仕組みが何かできるといいかな、通訳さんというイメージですね。そういうのがあるといいなって思います。以上です。

■木下委員長

ありがとうございました。K委員お願いします。

■K委員

資料6の災害のところなんですけれども、冒頭BCPという話が出てきております。ここに書いてあるように今年度中に各事業所BCP策定が義務づけられているわけなんですけれども、そこで障害を持った方あるいは高齢の方で、生活の場で様々な事業所さんから支援を受けている方々にとっては、その事業所ごとのBCPではなくて、地域全体のBCPが必要である。そういう考え方があって今厚労省で、在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業というものの中でですね、連携型地域BCP策定モデル事業というのをやってるんですね。これ非常に重要なことでそれぞれの事業所さんが自分のところの事業の継続、あるいはスタッフの安全確認といったことをやっているだけでは、なんていうんですかね、利用者さんが置き去りになっちゃっているんですね。一番の目的は利用者さんがどうしたら、災害時に生活をうまく継続できるかというところなので、この地域BCPという考え方をぜひここに取り入れていただきたいのと、それから今調布市でこれに向けて、この厚労省のモデル事業の手挙げをして活動開始しておりますので、行政から今高齢福祉に入ってもらってるんですけど、高齢者支援に、ぜひ障害の方にも参加していただきたいなと思います。右側に福祉避難所のことが出ております。今のところ調布市の場合、地域福祉センターということになってますが、私2009年の新型インフルエンザが流行したときに健康推進課のスタッフの方々と、市内の地域福祉センターを全部見て回ったんですけど、とてもじゃないけどバリアフリーになってなくてですね。建物も古くて、福祉避難所としては全く使えない。ここを見直しをするのが今後の大きな調布市の一つの課題だと思います。以上です。

■木下委員長

ありがとうございました。この間まで自立支援協議会がやっていたと思うんですけど、この災害のことに关してですね、これは今どうなっていますか。

■事務局

障害福祉課です。自立支援協議会ワーキングで、今委員長がおっしゃった通り災害時の対応というものをテーマに検討しておりました、その確立したものの一つが、資料で紹介させていただいた、「ちょうふ災害福祉ネットワーク」の設立というところに繋がっております。まだ発足したばかりですが、多くの事業所が加盟していただいて、先ほどまさにおっしゃったように災害に個々の事業所だけで動くのではなくって、お互い情報を共有してときには助け合いながらという、ネットワークをちゃんと地域でつくっていくというような目的として、いわゆる地域BCPというところまで至るものではありませんが、考えとしては共通するものなのかなというふうに思いますので、そういったところから広げていくことがまず大事なのかなと聞かせていただきました。

■木下委員長

ありがとうございます。その方向に向かって動いてはいるということですね。Hさん、C委員の後にお願いします。

■C委員

「ちょうふ災害福祉ネットワーク」はおかげさまで、今年の9月に設立総会をした、いうところでございます。7月ですね。すみません、7月でした。それで、まさに今は連絡用のスマートフォンアプリを活用しての情報共有をしております。この間の台風のときも試験的に台風の対応をどうしていくかっていうのを、チャットを使って共有したりしています。今日K委員もおっしゃってた地域BCPこれはもう本当にすごい取組になりそうだなと思いましたので、実は明日ネットワークの会議がありますので、早速議題に上げていきたいと思えます。以上でございます。

■木下委員長

H委員。すみませんでした、お願いいたします。

■H委員

医療の話が出たので、Kさんに伺いたいと思います。障害者の患者で、小さい病院では手術の対応ができなくて、大きな病院を紹介されそこで手術をお願いしたいとします。その場合、障害者の患者の受け入れや方法など病院の委員会みたいなので議論するとは、と思いますが。その委員会について、障害者への対応などに関して、課題や感じることは何かありますでしょうか。

■K委員

はい、ありがとうございます。難しい質問をいただいて困っています。まさしくそこが先ほどもちょっと申し上げましたけども、すごく極端な言い方をすると、今の医療機関っていうのは、多くの場合、障害を持ってないという前提のもとに、運営されています。これは極端な言い方ですけども、ここは一言で言ってしまうと非常に医療において立ち遅れたところだと言わざるを得ません。今後、先ほども申し上げましたように、例えば健診のことについてもそうですし、今おっしゃった病院に入って手術をしなければならないといったようなことも含めてですね、障害福祉と、医療がさらに連携をして、議論していかなければいけない。医療側から言わせてもらうっていうのもおかしな言い方ですけども、私福祉のある偉い先生と話をしたときに、医療と福祉は視点が違うという言い方をされて「えっ」と思ったことがあります。そもそもが、その両者っていうものの、接点

が今までなかった。一言で言ってしまえばそういうようなことなんじゃないかな、これはもうこれからの社会において、非常に重要な課題であると思っています。それに向けて、まだまだ調布市内も自慢できるようなことは何もできておりませんが、医師会の先生方に、障害福祉に関するアンケート調査も最近やっております。バリアフリーについての情報発信も、市民の方々に、調布市の医師会のホームページからできるように準備を進めているところでございますので、少しずつ歩みを進めていきたいと思っております。こ

■H委員

ありがとうございました。

■木下委員長

それではまもなく終了の時間になるんですけど、あと一つぐらい意見をお願いします。

■M委員

資料5の3ですね、「障害当事者講師養成研修の実施」というところを1点言わせていただきたいと思います。ワーキングで長年かけてつくって今年始まったもので非常に良い研修が実施できたなというふうに思っています。やはり今まで話した全部の根幹がやっぱり理解が不足していることから始まっていると思います。いろいろ研修をして、当事者講習を養成して当事者の方の発言を広めていくっていうことは大事だよっていうことをやっているんですけど。まだまだそういう方が活躍するのだったり、課題として残っているので、ぜひ本当に接点を持つためには当事者自身の方が講演や発言の場を増やしていくことが本当に大事で、調布市としても本当にいい取組なんじゃないかなと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。当事者の方たちが講演なり声を上げていくっていうことに関しては特に、進んでいるのがやっぱ認知症のところだと思います。それがもうずいぶん前から始まっていて、なのでその認知症の領域っていうのは、かなりこの理解が広がってきてるなど、なので、本当に今おっしゃったことというのは、今とても重要なことだなというふうに思いながらお話を聞いていました。G委員ですね、発信力があり、ぜひ今後何かそういったところを協力していただけたらいいのかなと思っておりました。はい。いかがでしょうか。今日いつもたくさんご発言いただくN委員から何もなかったんですけども、Nさん大丈夫でしょうか。今日は特にないということでもよろしいでしょうか。

■N委員

はい、すみませんお気づかいありがとうございます。

■木下委員長

わかりました、ありがとうございます。そうしましたら時間になりましたので、またいつも通りですね、ここで議論したりしなかったこととか、あとわからなかったこととか思いついたことなんかありましたら、また事務局の方にですね、ご連絡いただければというふうに思います。それでは本日の第9回ですね、策定委員会をこれで終了させていただきたいと思います。事務局にお返しします。

3. 連絡事項

■事務局

それでは委員の皆様，本日もありがとうございました。それでは閉会の前に事務局からの連絡事項をお伝えさせていただきます。本日，時間の都合で十分にご発言いただけなかったご意見，また，特に資料1，取組の方向性などの案ですね，ご意見等ございましたら，方法は直接，またはメール，FAX等で何でも差し支えございませんので，ご意見をいただければと思います。また，期限として10月5日木曜日までに事務局へお寄せいただければと思っております。また次回の委員会ですが，11月2日木曜日となります。場所は今回と同様のあくろすホール3階ですね。こちらになります開始時間は今回と同じ19時，夜7時からとなりますので，ご承知おきください。

4. 閉会

■事務局

以上をもちまして，第9回調布市障害者総合計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。